

## 奈良市地域子育て支援拠点事業実施要領

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業として、地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行うとともに、既存の子育てネットワーク、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域支援活動を展開する拠点（以下「地域子育て支援拠点」という。）を提供する事業を実施し、併せて、子育て親子が気軽に集うことができ、子どもも大人も居心地の良い場所を提供する事業を実施する。

### 2 事業の実施方法

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成 26 年告示第 201 号）（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 号に定める一般型の事業を「奈良市保健所・教育総合センター内地域子育て支援拠点（以下「統括拠点 A」という。）」及び「奈良市子どもセンター内地域子育て支援拠点（以下「統括拠点 B」という。）」、「基本拠点」（統括拠点 A 及び統括拠点 B を除く一般型の事業を実施する地域子育て支援拠点をいう。以下同じ。）において実施する。また、要綱第 4 条第 2 号に定める連携型の事業を「奈良市立児童館」（古市児童館及び横井児童館、東之阪児童館をいう。以下同じ。）において実施するものとする。

### 3 事業内容

次に掲げる事業について、それぞれを独立した事業としてではなく、「1 趣旨」に基づき、包括的に実施するものとする。

- (1) 実施団体（要綱に定める「社会福祉法人等」をいう。以下同じ。）は、要綱第 4 条第 1 号アに定める基本事業に加え、次に掲げるアからウの事業を行うものとする。ただし、「奈良市立児童館」で行う事業は、実施団体との協定において定めることとする。
  - ア 奈良市子育て支援アドバイザーを受け入れ、アドバイザーと子育て親子の交流の場を提供すること。
  - イ 市内に設置する他の「子育て広場」、「子育てスポット」等と連携し、子育て支援事業の推進を図ること。
  - ウ その他事業の実施に必要な業務
- (2) 「統括拠点A」及び「基本拠点（一時預かり等実施型）」の実施団体は、要綱第 4 条第 1 号エ（ア）に定める事業を実施することとする。なお、実施にあたっては「奈良市地域子育て支援拠点での一時預かり実施要領」を遵守すること。
- (3) 「統括拠点A」の実施団体は、「奈良市子育て支援アドバイザー事業」を実施するものとする。なお、実施にあたっては「奈良市子育て支援アドバイザー事業（子育ておうえん隊）実施要領」を遵守すること。
- (4) 「統括拠点B」の実施団体は、「奈良市キッズスペース事業」を実施するものとする。なお、実施にあたっては「奈良市キッズスペース事業実施要領」を遵守すること。
- (5) 地域との連携を図る取組として、奈良市と調整のうえ、地域別交流会（地域の関係団体及び関係者との意見交換・近況報告等を介し、地域との連携強化を目的とした子育て広場主催の交流会）を毎年度実施することとする。

### 4 実施要件

地域子育て支援拠点事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則週 5 日以上開設し、開設時間は、原則実施日の午前 9 時から午後 5 時までの間で 6 時間以上とすること。ただし、仕様書等で定める場合はその限りではない。
- (2) 施設の利用対象者はおおむね 0 から 3 歳の乳幼児とその保護者とし、混雑時は安全面を考慮して受け入れを行うこと。
- (3) 利用者が集う主たるスペースは、出入口、廊下、トイレ、授乳室及び事務室等を除き 33 m<sup>2</sup>以上を有すること。
- (4) ベビーカー及び自転車が駐車できるスペースを確保すること。なお、「統括拠点 A」及び「統括拠点 B」については、自動車を駐車できるスペースも確保すること。
- (5) パソコンを設置するとともに、オンライン会議・相談等を行えるように環境を整えること。
- (6) 施設の入口に地域子育て支援拠点の名称を記した耐久性のある看板を掲げること。
- (7) 電話及びファクシミリを設置すること。
- (8) 地域子育て支援拠点事業を実施する建築物は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令に適合していること。なお、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物については耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修の実施に努めるものとする。
- (9) 敷地内にブロック塀等の構造物がある場合は、当該構造物に倒壊防止の措置がなされていること。（ブロック塀にあっては建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 62 条の 8 の規定を満たしていること。）
- (10) 石綿含有物件でないこと。
- (11) 非常口、二方向の避難経路を確保し、子育て親子の安全確保に十分配慮すること。
- (12) 施設の規模等により、防火管理者を必要に応じて配置すること。
- (13) 原則として、前年度に実施した場所で事業を実施すること。

## 5 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者（非常勤の者も可）を、開設時間中は常時 2 名以上（ただし、「統括拠点 A」においては常時 3 名以上）配置し、隨時子育て等に関する相談、援助等が適切に行えるようにすること。

なお、「統括拠点 A」及び「統括拠点 B」については、配置職員のうち、常勤職員として責任者 1 名を置くこと。常勤職員とは、週 5 日以上、かつ 1 日 6 時間以上（開設時間前後の準備時間等を含む）の勤務形態がある職員をいう。

また、「基本拠点」については、配置職員のうち責任者 1 名を置くこと。

## 6 委託料の対象経費

- (1) 委託料の対象となる経費については、次のとおりとする。
  - ア 職員等の人工費（事業に直接従事する者に対して支払う人工費に限る。）  
ただし、「3 事業内容(3)ア」にかかる人工費は除く。（利用者収入等を割り当てる。）
  - イ 報償費（講師謝礼金等。また、茶菓子等講師謝礼に相当する物品を含む。）
  - ウ 旅費
  - エ 需用費（印刷製本費・光熱水費・書籍購入費・消耗品費等。ただし、講習等における食材料費を除く、利用者に対する食品提供に係る費用及びプレゼント代等を除く。）
  - オ 役務費（保険料・通信運搬費等）
  - カ 使用料及び賃借料（会場借上料等）

キ 設備費（備品購入費等）

ク 研修会等への参加負担金及び資料代等

ケ その他市長が必要と認める費用（事業の実施に直接必要と認められるもの。ただし、会議費（会議時における茶菓子代、食事代等の支出）を除く。）

- (2) 施設の建設費及び改装費等のハード面に要する費用は対象外経費とするが、施設の軽微な修繕等に係る経費は認められるものとする。
- (3) 本事業において「備品」とは、単価30,000円（税込み）以上の物品を指し、備品を委託料で購入する場合は、市との事前協議を行うこととする。

## 7 実施団体に係る要件

- (1) 実施団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

ウ その他の法人

- (2) 実施団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

ア 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。

イ 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

エ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

オ 役員に以下のア～ウに該当する者がいないこと。

（ア） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（イ） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ） 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

カ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

キ 民事再生法、会社更生法の適用を申請した団体でないこと。

ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。

ケ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。

コ その他法令等に違反する団体でないこと。

## 8 事業の利用料

事業の利用料は、無料とする。

ただし、講習会の材料費等利用者負担が適当と認める必要最低限の実費については、市と協議の上、徴収できるものとする。

## 9 提出書類等

実施団体は、毎年度の事業実施にあたり下表の書類を提出すること。

なお、複数年契約の場合は、契約を締結した翌年度以降、第2号様式で変更なしに該当する書類に限り省略することができる。

No	提出書類名称	様式	備考
1	奈良市地域子育て支援拠点事業実施届出書	第1号様式	
2	奈良市地域子育て支援拠点事業変更確認書	第2号様式	
3	法人の概要	第3号様式	
4	奈良市地域子育て支援拠点事業実施計画書	第4号様式の1	
5	収支予算書	第4号様式の2	
6	法人の役員名簿	第5号様式	
7	奈良市利用者支援事業実施計画書	第6号様式の1	
8	収支予算書	第6号様式の2	
9	登記簿の履歴事項全部証明書及び定款等	各種証明書 任意様式	
10	実施予定場所の平面図及び写真(外観及び室内)	任意様式	
11	賃貸借契約書等の写し	任意様式	借家等で地域子育て支援拠事業を実施する場合のみ
12	地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)実施計画書	第7号様式の1	「統括拠点A」及び「基本拠点(一時預かり等実施型)」の実施団体のみ
13	収支予算書	第7号様式の2	「統括拠点A」及び「基本拠点(一時預かり等実施型)」の実施団体のみ
14	一時預かり実施予定場所の平面図及び写真(外観及び室内)	任意様式	「統括拠点A」及び「基本拠点(一時預かり等実施型)」の実施団体(近隣施設で実施する場合)のみ
15	賃貸借契約書等の写し	任意様式	「統括拠点A」及び「基本拠点(一時預かり等実施型)」の実施団体(近隣の借家等で実施する場合)のみ
16	一時預かり利用者登録票の様式(団体が利用者に提出を求める予定のもの)	任意様式	「統括拠点A」及び「基本拠点(一時預かり等実施型)」の実施団体のみ
17	奈良市子育て支援アドバイザー事業実施計画書	第8号様式の1	「統括拠点A」のみ
18	収支予算書	第8号様式の2	「統括拠点A」のみ
19	奈良市キッズスペース事業実施計画書	第9号様式の1	「統括拠点B」のみ
20	収支予算書	第9号様式の2	「統括拠点B」のみ
21	共同事業体委任状	第10号様式	「統括拠点B」のみ
22	個人情報の管理保護に関する誓約証明書	任意様式	「個人情報の管理保護に関する誓約証明書」(様式A)を参考に作成すること。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度定める。

## 附 則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。